

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和2年11月13日	アルプス運輸建設株式会社 (法人番号9100001012703) 代表者上嶋金司	長野県松本市大字 神林学下神小字大畑3864-7	本社営業所	長野県松本市大字 神林字下神小字大畑3864-7	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和2年8月7日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0	0
一般貨物	令和2年11月17日	有限会社アータイトランスポート (法人番号3220002007670) 代表者川江泰博	石川県金沢市湊2-108	本社営業所	石川県金沢市湊2-108	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和2年6月23日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	3	3
一般貨物	令和2年11月19日	株式会社北日本運送 (法人番号7230001008962) 代表者大西章	富山県小矢部市赤倉123	本社営業所	富山県小矢部市赤倉122	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	平成31年1月31日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。